

練馬区 無電柱化推進計画 概要版

平成30年（2018年）3月 練馬区



無電柱化は、防災性の向上や快適な歩行空間の確保、良好な景観の創出に大きく寄与するものです。この度、区では、平成30年度から8年間を計画期間とする「練馬区無電柱化推進計画」を策定しました。新たに整備する都市計画道路や生活幹線道路に加えて、これまで課題であった歩道の狭い既存道路などを含め、優先的に取り組む道路を選定し、計画的に無電柱化を進めていきます。

1 計画の目的と位置付け等

○ 計画の目的

練馬区無電柱化推進計画は、練馬区無電柱化基本方針（平成28年5月策定）および無電柱化の推進に関する法律（平成28年12月施行。以下「無電柱化法」）にもとづき、優先的に無電柱化する路線や無電柱化推進に向けた施策等の明確化を図り、区道の無電柱化を総合的・計画的に推進することを目的とします。

【 無電柱化の目的 】

I 都市防災機能の強化

- ・電柱の倒壊を防止し、避難や救急活動等のための道路空間を確保
- ・電線類の断線を軽減し、ライフラインの安定供給を確保

II 安全で快適な歩行空間の確保

- ・ベビーカーや車いす利用者を含む全ての人が移動しやすい歩行空間を確保

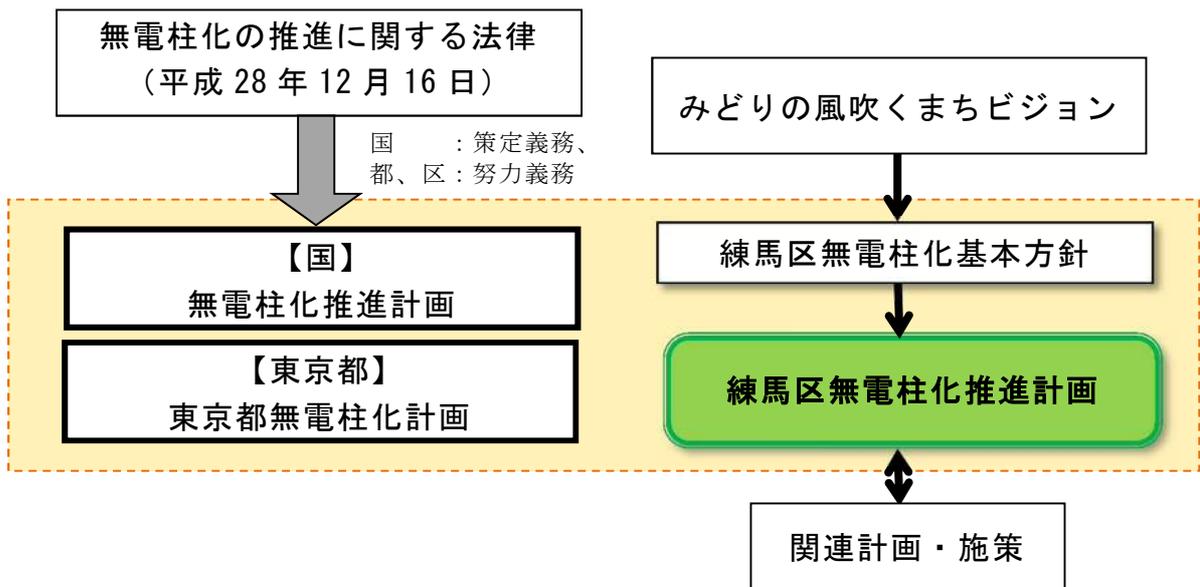
III 良好な都市景観の創出

- ・視線をさえぎる電柱や電線を無くし、都市景観を向上

○ 計画の位置付け

練馬区無電柱化推進計画は、練馬区無電柱化基本方針とあわせた内容により無電柱化法で規定された「無電柱化推進計画」に相当します。また、みどりの風吹くまちビジョンを防災面から推進する下位計画として位置付けられます。

同時に区の都市計画に関する基本的な方針を定めている練馬区都市計画マスタープランや道路整備に係る諸計画等を関連計画として位置付けます。



○ 計画の期間

平成30年（2018年）度を初年度とし、平成37年（2025年）度までの8か年

2 練馬区の無電柱化の現状

区道の無電柱化延長は約13km※となっています。(平成29年12月現在)

※電線管理者の単独地中化等を含む。

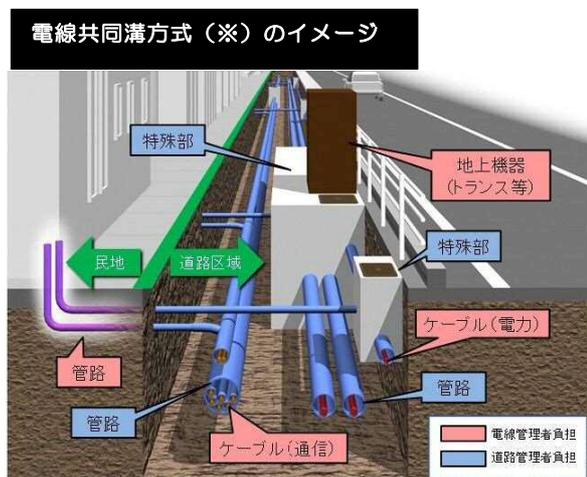


3 無電柱化の手法および整備目標

○ 無電柱化の手法

区道の無電柱化は、地中化方式の中で最も一般的な電線共同溝方式を基本とします。しかし、道路および沿道状況に応じて、その他の方式についても適用を検討します。

※道路の地下に電線（電力、通信等）を収容する管路等を道路管理者（区）が埋設し、その中に電線を収容する方式

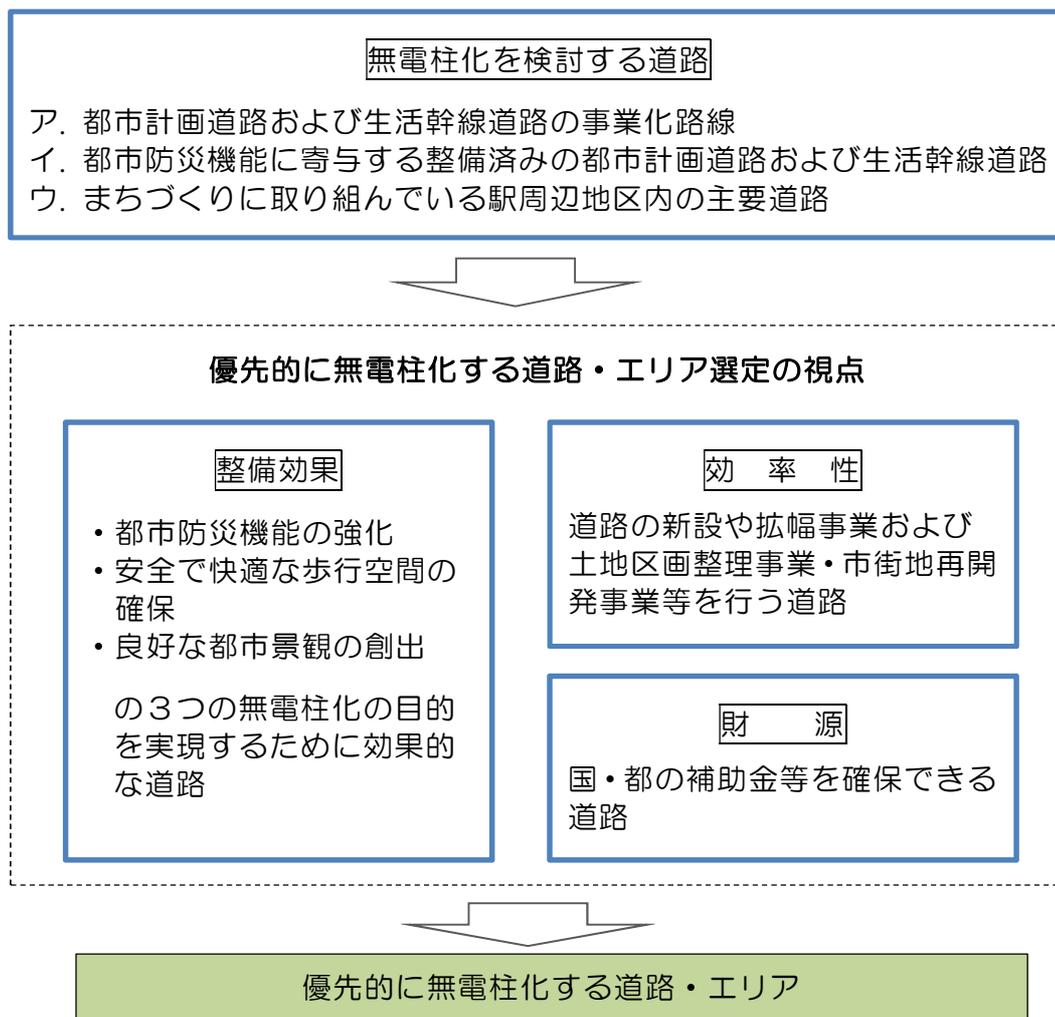


(出典：国土交通省ホームページ)

○ 整備目標

「無電柱化を検討する道路（区道）」のうち、練馬区無電柱化基本方針に定めた無電柱化の目的である「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」の実現に効果的な道路、効率的に整備を行うことが出来る道路および財源の確保ができる道路を優先的に無電柱化します。

選定にあたっては、安心できる社会を実現するために都市防災機能の強化を特に重要な視点と位置づけます。



▲ 優先的に無電柱化する道路・エリアの選定の考え方

(8か年の整備計画)

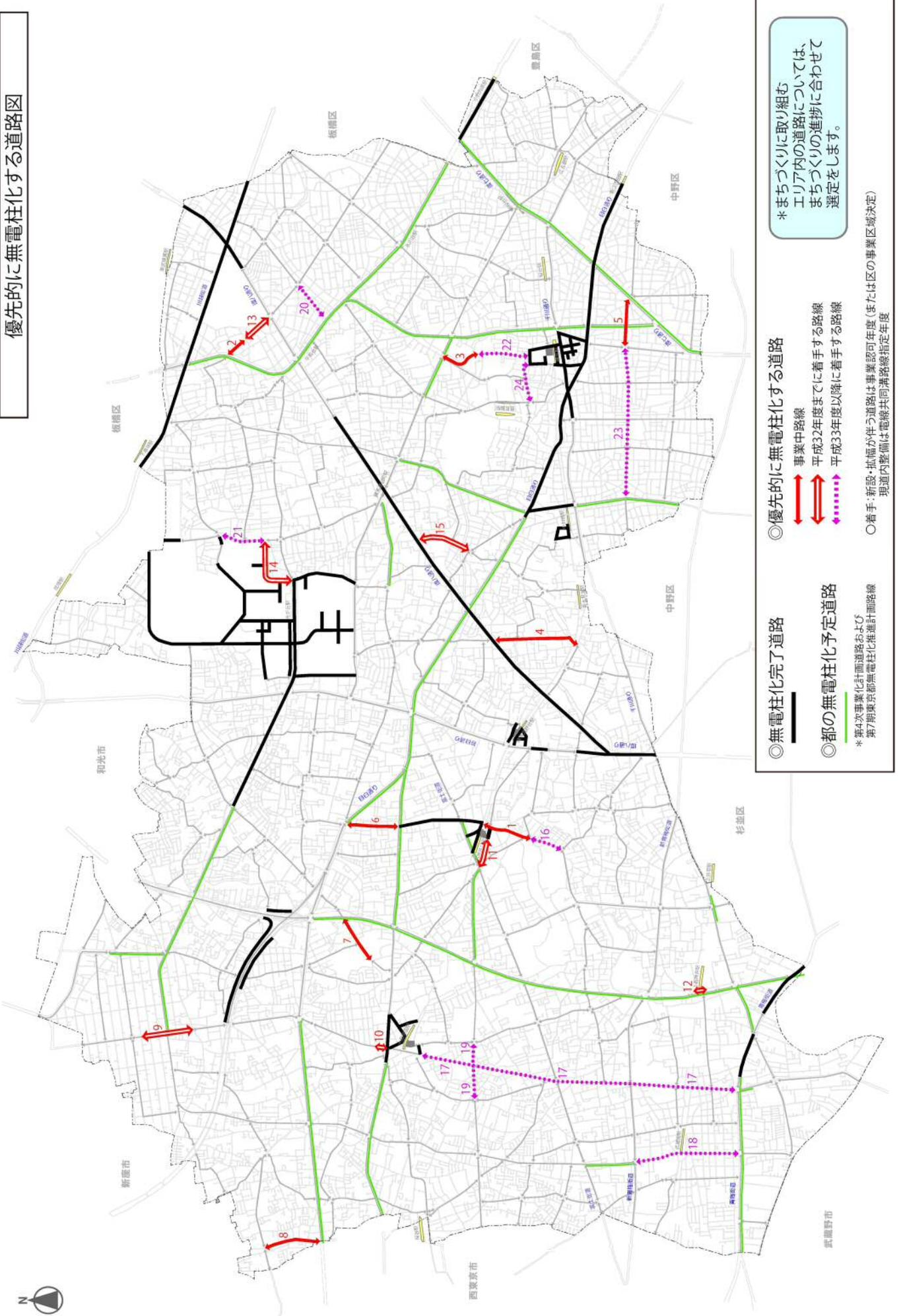
現在、無電柱化事業に取り組んでいる区道の延長は、3.52km、平成30年度から平成37年度までの8か年で、無電柱化に着手※する区道の整備計画延長は、9.76kmとする（平成30年度から平成32年度の場合は、2.44km）

※着手：新設・拡幅が伴う道路は事業認可年度（または事業区域決定）
現道内整備は電線共同溝路線指定年度

■優先的に無電柱化する道路一覧

	路線名等	区間	延長	選定理由	
事業中	1	補助132号線Ⅲ期	石神井町3-2～ 石神井町3-21	420m	効率性 (都市計画道路事業)
	2	補助235号線	北町5-6～ 北町7-14	180m	効率性 (都市計画道路事業)
	3	区画街路1号線	早宮3-24～ 練馬2-29	340m	効率性 (都市計画道路事業)
	4	主要区道2号線	貫井4-27～ 富士見台3-5	710m	効率性 (密集住宅市街地整備促進事業)
	5	主要区道6号線	豊玉中2-10～ 豊玉中3-12	420m	モデル事業 (無電柱化事業)
	6	主要区道32号線	三原台1-1～ 谷原5-31	450m	効率性 (生活幹線道路事業)
	7	主要区道56号線	東大泉2-10～ 東大泉2-25	500m	効率性 (生活幹線道路事業)
	8	主要区道67号線	西大泉5-33～ 西大泉5-35	500m	効率性 (生活幹線道路事業)
平成32年度までに着手	9	補助135号線	大泉学園町4-23～ 大泉学園町6-12	460m	効率性 (都市計画道路事業)
	10	補助135号線	東大泉4-26～ 東大泉4-27	70m	効率性 (都市計画道路事業)
	11	補助232号線 I-2期	石神井町3-24～ 石神井町3-30	260m	効率性 (都市計画道路事業)
	12	外環の2 上石神井駅前広場	上石神井1-5～ 上石神井4-2	300m (5,100㎡)	効率性 (都市計画道路事業)
	13	補助235号線	北町6-1～ 北町5-2	300m	モデル事業 (無電柱化事業)
	14	補助301号線	光が丘2-1～ 光が丘2-9	570m	効果的 (防災・安全)
	15	主要区道3号線	高松1-29～ 向山4-35	480m	効率性 (生活幹線道路事業)
平成33年度以降に着手	16	補助132号線	石神井町5-20～ 石神井町5-5	300m	効率性 (都市計画道路事業)
	17	補助135号線	東大泉6-34～ 関町東1-18	2,770 m	効率性 (都市計画道路事業)
	18	補助230号線	関町北4-33～ 関町北2-2	910m	効率性 (都市計画道路事業)
	19	補助232号線	東大泉6-27～ 東大泉6-17	510m	効率性 (都市計画道路事業)
	20	補助237号線	平和台3-30～ 平和台3-26	400m	効果的 (防災・安全)
	21	補助301号線	光が丘2-1～ 光が丘2-2	370m	効果的 (防災・安全)
	22	区画街路1号線	練馬1-36～ 練馬2-29	430m	効果的 (防災・安全)
	23	主要区道6号線	中村3-18～ 豊玉中3-16	1,280 m	モデル事業 (無電柱化事業)
	24	一般区道12- 169号線	練馬3-22～ 練馬2-7	350m	効果的 (防災・安全)
合 計			13,280m (5,100㎡)		

優先的に無電柱化する道路図



◎無電柱化完了道路
 ◎優先的に無電柱化する道路
 ◎都の無電柱化予定道路

◎着手：新設・拡幅に伴う道路は事業認可年度(または区の事業区域決定) 現道内整備は電線共同溝路線指定年度

*まちづくりに取り組み エリア内の道路については、まちづくりの進捗に合わせて選定をします。

*第4次事業化計画道路および 第7期東京都無電柱化推進計画路線

4 無電柱化推進に向けた主な施策等

○ 無電柱化推進に向けた主な施策

ア 多様な整備手法の活用

区は平成 28 年度に、都や電線管理者と浅層埋設などの低コスト手法について技術的な検討を行い、主要区道 6 号線の無電柱化モデル事業で採用する手法や技術の整理を行ったところです。今後も都および電線管理者と協力し、引き続き新たな低コスト手法や技術の検討および活用を進めます。

イ 財源の確保

区道の無電柱化事業を一層推進するため、国・都の補助金を最大限に活用し、財源を確保して効率的な事業執行に努めます。

また、国や都に対して、整備する道路全体の費用などの必要な財源の確保や補助率の引き上げなどの補助制度の拡充を行うように要望します。

○ 施策推進のために必要な主な事項

ア 執行体制の強化

事務分担の見直しを図り執行体制の効率化を図るとともに、都が無電柱化事業の一部を委託している（公財）東京都道路整備保全公社の活用や（公財）練馬区環境まちづくり公社の活用についても検討を進めます。

イ 区民の理解

無電柱化の重要性に関する区民の理解と関心を深めるために、無電柱化に関する広報活動および啓発活動の充実を図ります。



無電柱化の日 パネル展示

○ 今後検討が必要な主な事項

ア 開発事業区域内の無電柱化

一定規模以上の開発事業および既に無電柱化された路線に面した敷地で行う開発事業については、新たに電柱を設置しないように開発事業区域内の無電柱化を検討します。

イ 占用制度の積極的な活用

緊急輸送道路および単独地中化等により既に無電柱化されている道路については、道路法第 37 条第 1 項の規定による新たな電柱設置の禁止を検討します。

ウ 地上機器の美装化の導入

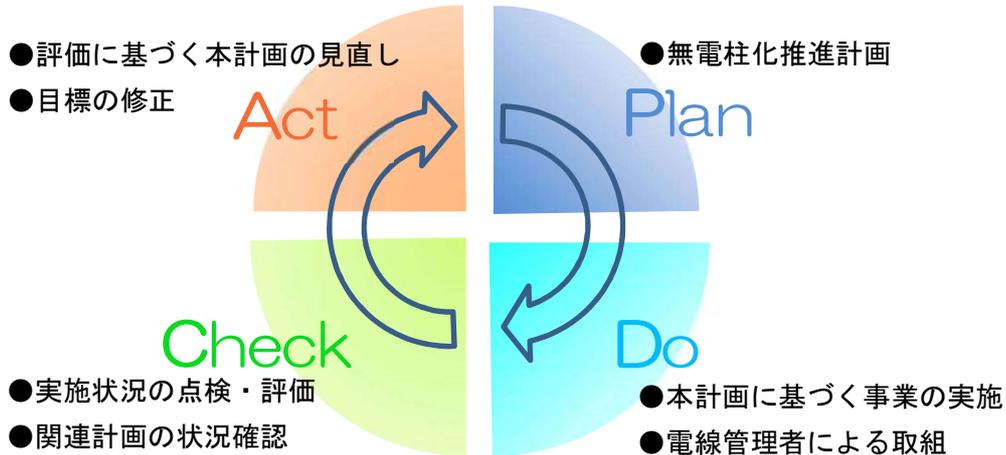
景観を阻害する地上機器について、無電柱化事業実施の際に美装化等により街並みとの調和を図ることを検討します。

5

計画の推進

○ 計画の進行管理

区道の無電柱化を着実に進めるため、事業の進捗状況を適切に管理するとともに、実施状況および上位計画や関連する計画の状況を踏まえて、計画期間の中間において見直しの必要性を検討します。



○ 計画の推進主体と協働

計画の推進主体は区民、事業者および区です。三者が適切に役割分担するとともに、協働することで計画を推進していきます。

また、歩道幅員が2.5m未満、または歩道がない道路といった地上機器設置が困難な路線では、整備を行う路線やエリアごとに地域・沿道住民等をメンバーとする無電柱化推進住民協議会を設置します。



練馬区無電柱化推進計画（概要版） 平成30年3月 編集発行：土木部計画課
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 電話 5984-1467（直通）
電子メール：D-KEIKAKU10@city.nerima.tokyo.jp